

厚生労働省発老0203第2号  
令和2年2月3日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
市区町村長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付については、平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号本職通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和2年1月30日から適用することとされたので通知する。

新				旧			
<p>別紙</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 先進的事業支援特例交付金（高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業、<u>高齢者施設等の給水設備整備事業</u>及び高齢者施設等の防犯対策・安全対策強化事業に係る分)</p> <p>先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p>				<p>別紙</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 先進的事業支援特例交付金（高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業及び高齢者施設等の防犯対策・安全対策強化事業に係る分)</p> <p>先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p>			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	実施要綱の第3の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	先進的事業整備計画に基づく高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。	1/2	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	実施要綱の第3の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	先進的事業整備計画に基づく高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。	1/2

新				旧			
		ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。				ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
<u>高齢者施設等の給水設備整備事業</u>	<u>実施要綱の第2の3及び第3の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</u>	<u>先進的事業整備計画に基づく高齢者施設等の給水設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</u> <u>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</u>	<u>1/2</u>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業	実施要綱の第2の3及び第3の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	先進的事業整備計画に基づく高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。	1/2	高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業	実施要綱の第2の3及び第3の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	先進的事業整備計画に基づく高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。	1/2

新

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

6～13（略）  
別紙1（略）  
別紙1－（1）（略）

旧

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

6～13（略）  
別紙1（略）  
別紙1－（1）（略）



